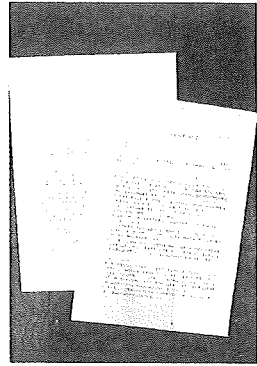


暴力団等排除条項を適用

下請対象に宮坂建設工業 契約解除事由の6類型制定



定例会に上程するなど、近年、国や道で反社会勢力排除に向けた動きが加速している。

【帯広発】宮坂建設工業(株)(帯広、宮坂寿文社長)は十一月一日から、発注者から請け負う工事に對し、暴力団などの反社会的勢力との関係遮断を目指して、下請け人などと契約する「工事請負基本契約書」と「覚書」に「覚書」に暴力団等排除条項を

導入し、適用した。

暴力団排除条項は、①「下請け人、下請け人の再下請け人、代表者、責任者、実質的に経営権を有する者」など下請けの全てを対象とする。②「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他の反社会勢力に属すると認められたとき」「反社会的勢力が実質的に経営に関与していると認められるとき」など解除事由となる六類型を制定。③六類型に該当した場合、何らの催告をせずに、契約を解除できる」という三つの柱から構成

している。同社の高道伸常務取締役は「わが社は十八年にコンプライアンス経営宣言を行っており、暴力団などの反社会的勢力との関係遮断の取組は、社会的な要請であるばかりではなく、企業としてのコンプライアンスそのものと認識している」と話していた。

【帯広発】宮坂建設工業(株)(帯広、宮坂寿文社長)は十一月一日から、発注者から請け負う工事に對し、暴力団などの反社会的勢力との関係遮断を目指して、下請け人などと契約する「工事請負基本契約書」と「覚書」に「覚書」に暴力団等排除条項を導入し、適用している。「反社会勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき」など、解除事由の六類型を制定。下請け人や、下請け人の再下請け人などその全てを対象に解除事由に該当した場合、無催告で下請け契約を解除する。

道では二十三年四月一日の施行を目指し、「北海道暴力団の排除の推進に関する条例」を二十二年第四回

北海道建設新聞 2010年(平成22年)12月16日(木曜日)

暴力追放の条項を導入

宮坂建設工業が下請基本契約書に

【帯広】宮坂建設工業(本社・帯広、宮坂寿文社長)は、請負工事に對し、暴力団など反社会的勢力との関係を遮断する取組強化の一環として、工事下請基本契約書に暴力団等排除条項を導入した。

道議会で暴力追放に関する条例の2011年4月施行を予定していることなどを踏まえ、11月1日から実施している。

契約解除条項を規定し、下請けに對して反社会勢力ではないことの申請を求める。反社会勢力に属する場合や経営に実質的に関与すると認められた場合は、催告なしで契約解除するとした。

また、下請けが反社会勢力から不当な介入を受けた場合は、断固これを拒否し、元請けへの報告義務を規定した。

すでに294社の1次協力業者と契約を結んだ。2次、3次とも同様の契約締結を要請している。